

2021年1月15日

会員各位

ゆめパレアむこう
支配人 井口 初雄

緊急事態宣言発出を受けての特別休会制度について

平素は当クラブをご利用いただき、誠にありがとうございます。

緊急事態宣言発出を受けての短縮営業に伴い、フィットネス会員さま（友の会会員）を対象に特別休会制度を設けさせていただきます。

お客さまにはご不便をお掛けいたしますが、ご理解の程何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 特別休会制度適応期間について
 - ・1月後半（1月15日～1月31日）～2月前半（2月1日～2月15日）
2. 特別休会制度対象者
 - ・フィットネス会員（友の会会員）の方
3. 特別休会制度の手続き期間について
 - ・1月31日（日）までに、フロントにて所定のお手続きをお済ませください。
 - ※受付時間は、9：00～19：00までとなります。
 - ・お手続き完了後、1月15日（金）から2月15日（月）まで施設利用はできません。
4. 特別休会制度適応時の月会費について
 - ・1月度、2月度の月会費は、すでにご請求させて頂いております。
 - ・特別休会制度のお手続きをされた場合、1月の半月分（1月15日～1月31日）と2月の半月分（2月1日～2月15日）を、3月度月会費に充当させていただきます。

以 上